

## 泉南市自治基本条例検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 泉南市のまちづくりの基本となる理念、市民の市政への参画や市政の協働の仕組みを定める(仮称)泉南市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)を検討するため、泉南市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自治基本条例の内容を検討し、素案を作成すること
- (2) 自治基本条例素案を市長へ提言すること
- (3) その他自治基本条例の検討、素案作成にあたり必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選考した者
- (3) 地域コミュニティから推薦された者
- (4) 市民活動団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から自治基本条例素案を市長へ提言するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名をおき、委員の協議により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。ただし、最初に開かれる会議については、本条の規定にかかわらず市長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議録及び関連資料については、市ホームページ等を通じて公表するなど市民への情報提供に努めるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(効力の失効)

2 この要綱は、第2条各号に掲げる事務が終了した日に効力を失う。